

大阪府が公表している職員報酬のデータでは、地域手当は次表の通り。

(表1) 3市の地域手当比較

大阪狭山市	¥38,200
河内長野市	¥21,300
富田林市	¥20,100

本件に関して総務省の担当課に出向き、見解を伺ったところ、
「中央からの通知内容がおかしいと思われる時には、その市で行政や市

議会が判断をして決めればよい」とのこと。また、総務省副大臣の通達にも、「公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成28年10月14日閣議決定）の第4項の一部に「・・・また、国家公務員における給与制度の総合的見直しを踏まえ、地方公務員給与についても、地域民間給与

「地域手当」とは

主に民間賃金の高い地域に勤務する国家公務員に適用される。地方自治体にも適用され、支給率は3〜20%の7段階に国が指定している。支給額は基本給や扶養手当の合計額に支給率をかけたもの。総務省は、地元の官民格差の実態に沿った改定を徹底するよう全国の自治体に通知している。

〈注〉人事院規則9149（地域手当）

※大阪狭山市は人事院規則の表に記載がないが総務省の「給与情報」に3級地（15%）とある。

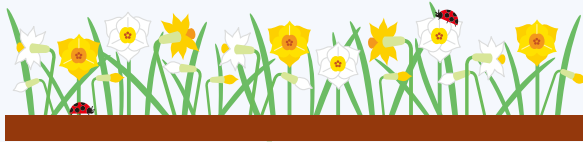
〈出所〉コトバンク

のよりの確な反映などの見直しを引き続き推進するよう要請するものとする」とある。地域主権の時代にあつて地域のごことは地域で決めるのは尤もなことである。

官民賃金格差についてはデータは多く存在するが、地方公務員の賃金に関して、本市の産業構造や地域状況を見ても、堺市（10%）や近隣都市のよりも高い地域手当を設定する根拠が見つからない。参考までに、別のデータ（26年度）を示す。

(表2) 3市の給与費比較（平成26年度）

大阪狭山市	¥6,481,000 / 人
類似団体	¥5,989,000 / 人
河内長野市	¥6,441,000 / 人
類似団体	¥6,184,000 / 人
富田林市	¥6,305,000 / 人
類似団体	¥6,184,000 / 人



本市の職員給与の26年度の全国ランクが259位である。首長の報酬は全国ランクでは347位。市議の報酬も府内では下から2番である。このように、お互いに控えめに設定されている。

(表3) 国家公務員の地域手当に掛かる級地区分 大阪府 地域手当比較表（人事院勧告分）

支給地域		地域手当
1級地	東京都特別区	20%
2級地	2市 大阪市・守口市	16%
3級地	4市 池田市・高槻市・大東市・門真市	15%
4級地	5市 豊中市・吹田市・寝屋川市・箕面市・羽曳野市	12%
5級地	7市 堺市・枚方市・茨木市・八尾市・柏原市・東大阪市・交野市	10%
6級地	9市4町 岸和田市・泉大津市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・和泉市・藤井寺市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町・太子町	6%
7級地	-	3%

行政の担当部局も、議会もそして一般職員もよく実情を考えた上で、身の丈のあった行政運営を願いたいものである。正に地域経営のガバナンスが問われている。

〈注〉人事院規則9149（地域手当） 附則第2条 人事院規則9149-46（平成28年4月1日施行）

※高石市、大阪狭山市など（3級地=15%）はこの一覧表に記載なし